

丹波警察署

管内の交通情勢

丹波警察署管内の特徴として、公共交通機関として鉄道・路線バスがあるものの自動車が多たる移動手段となっています。

また、道路網についても国道・県道等の幹線道路はありますが、道路幅員が狭く歩道が未整備の道路が多いため自動車・自転車・歩行者が混在す状況となっています。

自転車利用者については、中・高生が通学に自転車を利用していることから若年層の自転車利用者が多い状況であります。

令和5年中に丹波警察署管内の人身交通事故103件のうち自転車利用中の人身交通事故が2件であり、柏原町地区では1件、自転車に関係する物損事故が19件発生しています。



丹波警察署では、
『柏原町柏原地区』を重点
地区として、自転車に対する指
導啓発活動に取り組んでいます。



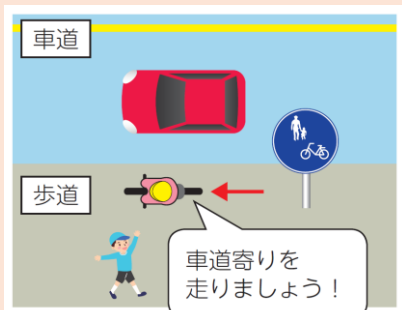
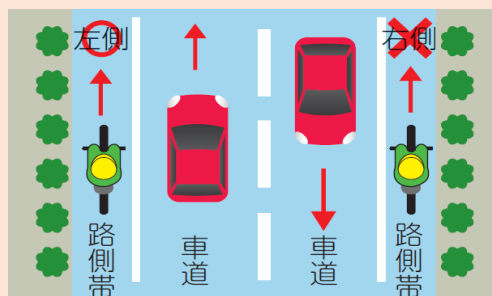
自転車利用時のルール



- 自転車も車両です。
- 自動車と同じく左側通行をするようにしましょう。
- 右側を通行すると違反になります。



- 左側の路側帯は通行することができません。
- 路側帯に歩行者が居るときは、歩行者の通行を妨げてはいけません。



- 自転車歩道通行可の標識がある場合は歩道を通行することができますが、通行するときは車道寄り（右側）を通行しましょう。
- 歩行者が居る場合は歩行者の通行を妨げてはいけません。



★ 自転車で交通事故にあわないために★

- 1 信号は守りましょう。
- 2 見通しの悪い道路では一時停止し、安全確認をしましょう。
- 3 ながら運転はやめましょう。
- 4 自転車に乗るときはヘルメットをかぶりましょう。

